

ブライダル総合保険における『新型コロナウイルス感染症』の取扱いについて

ダブルエー少額短期保険株式会社

平素より当社及び当社保険商品をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社ブライダル総合保険における「新型コロナウイルス」の取扱いにつきましては、**2022年12月16日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方より**、下記のとおりとさせていただきますのでご案内申し上げます
新型コロナウイルス感染症の早期収束と皆様のご健康を心より祈念申し上げます。

1. 結婚式中止費用保険 保険金支払いにおける新型コロナウイルス感染症の取扱い

○ブライダル総合保険の「結婚式中止費用保険」におきましては、保険金をお支払いする事由の一つとして「**7日以上**の継続入院」と規定しておりますが、ここでいう「入院」とは、医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。)による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することを指しています(普通保険約款 用語の定義より)。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大当初は、病院への入院が必要であるにも関わらず、病床数の逼迫等の事情により入院することができない状況が発生した結果、自宅や宿泊施設での療養が行われることになりました。こうした自宅や宿泊施設での療養は、本来普通保険約款上の「入院」には該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であったことや、当初は2週間以上の療養が求められる重大な疾病と位置づけられていたこと、また、新郎新婦様等お客様保護の観点から、普通保険約款を拡大解釈することで、これまで自宅や宿泊施設等での療養であっても、「入院」と同様に、保険金お支払対象とする運用を行ってまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症については、必ずしも入院を必要としない軽症・無症状の割合が非常に高い疾病であることが判りつつあり、また、陽性者の療養期間や濃厚接触者の待機期間は徐々に短縮されており、更に、政府において新型コロナウイルス感染症に関わる発生届の範囲については、2022年9月22日以降、全国一律に重症化リスクの高い方に限定されていることなど、こうした状況変化を踏まえ、**今後(2022年12月16日以降に診断された方より)につきましては、重症化リスクの高い方を除いて自宅や宿泊施設等での療養＝みなし入院については、保険金支払いの対象とはせず、本来の普通保険約款に基づき、「7日以上**の継続入院に該当する方のみ」を保険金支払いの対象とさせていただきます。

「重症化リスクの高い方」とは

- ・65歳以上の方 ・入院を要する方 ・妊娠されている方
- ・重症化リスクがあり、所定の新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方

○また、ブライダル総合保険の結婚式中止費用保険におきましては、「**結婚式当日に、新郎新婦が入院中または医師による自宅等での待機指示**」を保険金をお支払いする事由としていますが、前記に伴い、拡大解釈による運用を取りやめ本来の普通保険約款に基づく保険金支払いとさせていただきますため、結婚式当日に**入院中または医師による待機指示を事由として保険金をお支払いする場合には、全て医師による診断(原則、入院証明書や診断書)が必要になります**。したがって、今後につきましては、市販薬等での自己診断や感染者との濃厚接触等は保険金支払いの対象外(医師の診断書が出ないため)となります。

※上記は昨今の政府や他の保険会社様の対応に合わせた対応になりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

2. 『新型コロナウイルス感染症』の取扱い

新型コロナウイルス感染症での支払い事由	補償対象者	これまで		これから (2022年12月16日以降に診断された方より)
		陽性 + 有症状	濃厚接触・陽性 + 無症状	
ご逝去(死亡)	新郎新婦・父母・兄弟姉妹・子	お支払対象		お支払対象
7日以上継続入院	新郎新婦・父母・子	お支払対象 ※みなし入院含	対象外	7日以上継続入院のみお支払い ※重症化リスクの高い方を除いて みなし入院は対象外
挙式当日に入院中 または 医師による待機指示	新郎新婦	お支払対象	お支払対象	入院中 または 医師による自宅等での待機指示が出ている場合のみお支払い(医師の診断書等が必要) ※自己診断や濃厚接触は対象外

※2022年7月以降の新型コロナ事由による保険金支払いのうち、**約85%が「新郎新婦の罹患」となっており**、かつ、**約90%が挙式まで1週間以内での罹患**、つまり今後も対象となるケースが殆どです。